

平成 22 年 10 月 18 日

部局等の長 様

財 務 部 長

平成 23 年度京丹後市予算編成方針について

市長より、下記のとおり平成 23 年度予算の編成方針が示されたので、別添の留意事項も遵守し、予算編成に臨みたい。

記

国は、「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」(H22.9.10 閣議決定) において、平成 20 年度後半からの不況に加え、円高の急激な進行等の解消を当面の課題とし、各施策の取り組みを強化するとともに前倒しによる実施も検討されている。

京都府の次年度の編成方針は現時点では不透明であるが、厳しい経済・雇用情勢に対応するため、先の 9 月定例会において補正予算を編成されたところである。

本市においては、経済状況は非常に厳しい状態が続いており、市民生活を守るため、産業・雇用総力支援策など出来る限りの力を注いでいるが、状況の好転には至っていない状況である。

こうした状況の中、平成 23 年度予算においては、引き続き市民生活を守るための施策、学校施設等の耐震化など市民のための「安心・安全」を最優先に取り組みるとともに、「まちの活性化」のため市民との協働をより一層推進する必要がある。

他方、平成 23 年度は、平成 26 年度までの総合計画「後期計画」及び第 2 次行財政改革推進計画を実効させなければならない年度であるとともに、京丹後市合併後 8 年目を迎え、平成 27 年度以降の普通交付税及び合併特例事業債の合併特例措置の縮減又は廃止に備え、平成 32 年度を見据えた「道標」の礎いしづえを設定する年度でもある。

本市の財政状況は、不況の影響により市民税が減少傾向にあるなど厳しい状況が続いている反面、行政課題は増加傾向にある。予断を許さない状況ではあるが、本市の活性化による未来展開のため、限られた財源を効果的に活用することを目的に、事務事業の優先順位付け等によるメリハリのある予算を編成するものである。

平成23年度予算編成上の留意事項

(1) 年間総予算の編成

ア 当初予算は、事務事業の事業効果等を見据えた一年度間の総予算として、適切で誤りのない積算により編成するものとする。

なお、国府の新規事業については、原則、事業効果が高いもので、かつ、将来の経費負担等が増大しないように留意すること。

イ 事業の積算に当たっては、可能な限り詳細な情報により見込むとともに、厳格に精査を加え、年度途中での補正追加等のないよう求めるものとする。

ウ 厳しい財政状況の中、今後の普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の合併特例措置の削減及び合併特例事業債の廃止など、将来的な財源状況等を勘案した歳出規模（一般財源ベース）の早期抑制を図ることに留意すること。なお、現時点における市税等の一般財源（繰越金及び基金繰入金を除く。）から推測される一般会計の当初予算規模については、280億円台前半を目標として掲げるものとする。

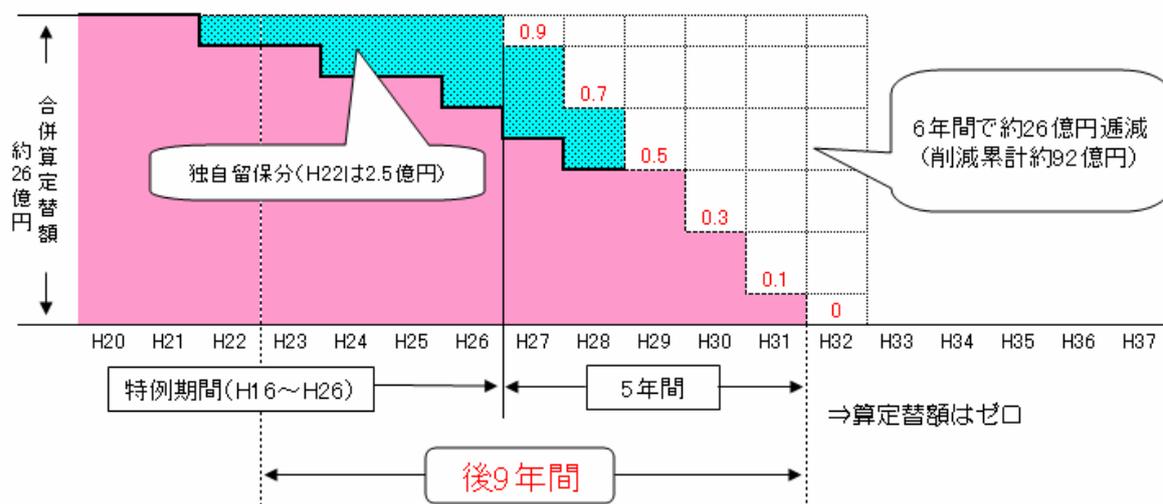
エ 職員数が減少傾向にあるが、現体制で年度内の執行が確実な事務・事業量で予算を見積ること。

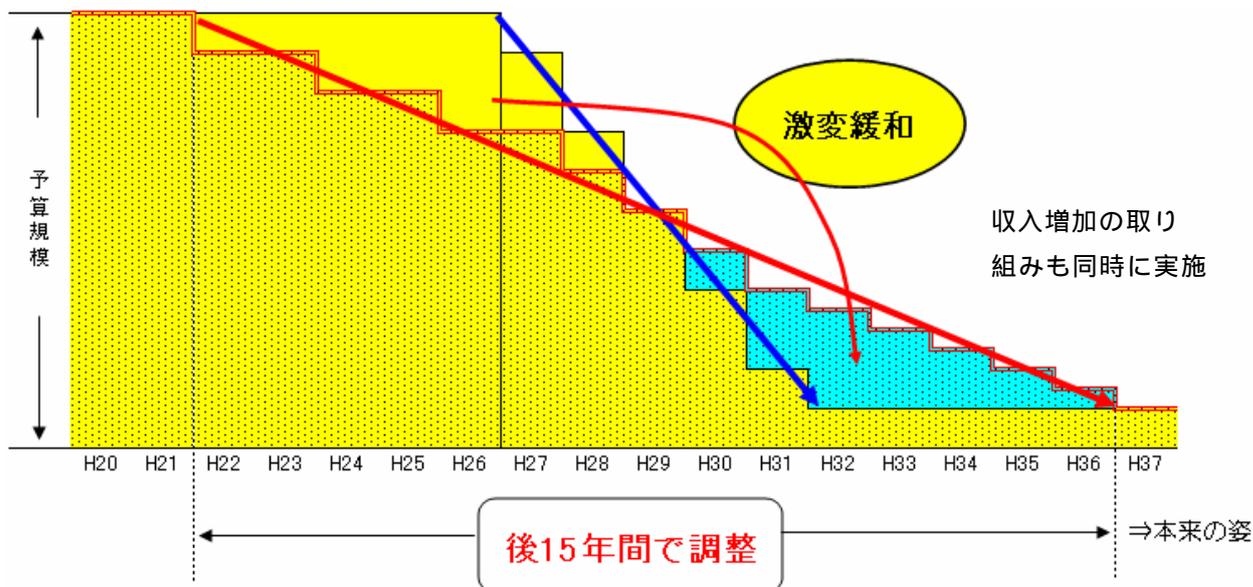
(2) 持続可能な財政構造構築への取り組み

ア 合併による財政の特例措置（下記参照）が、平成27年度以降は廃止・逡減となるが、第2次行財政改革大綱で定めた平成32年度以降へ向けた『道標』の作成に着手し、歳出規模抑制を具体化させるものとする。

また、平成27年度以降の財源の減少に備え、平成22年度に創設した『合併特例措置逡減対策準備基金』への積立て5億円超を目指すこととしている。

《1》普通交付税の合併算定替の逡減と独自の財源留保（イメージ）





参考 合併特例措置の内訳等

合併特例事業債

平成26年度まで発行可能

(充当率：95%、普通交付税算入率：元利償還金の70%)

平成27年度以降、有利な市債が発行できない。

普通交付税の合併算定替え

平成26年度までは現行のとおりであるが、平成27年度から平成32年度までの6年間で順次逡減し、平成32年度で特例分はゼロとなる。

約26億円の一般財源が逡減

【試算】H22年度普通交付税額をH26年度とした場合 (単位：千円)

年度	合併算定替額	一本算定額	算定替特例分	削減率	対前年度増減額
H26	12,297,587	9,655,678	2,641,909	0.0	
H27	12,033,396	9,655,678	2,377,718	0.1	264,191
H28	11,505,014	9,655,678	1,849,336	0.3	528,382
H29	10,976,643	9,655,678	1,320,955	0.5	528,381
H30	10,448,251	9,655,678	792,573	0.7	528,382
H31	9,919,869	9,655,678	264,191	0.9	528,382
H32	9,655,678	9,655,678	0	1.0	261,191

各年度の合併算定替額と一本算定額の差額に削減率を乗じた額が減額となる。

平成27年度から平成32年度までの削減累計(純減)額：約92億円

臨時財政対策債発行可能額の合併算定替え

普通交付税と同様に平成27年度から平成32年度までの6年間で順次逡減し、平成32年度で特例分はゼロとなる。

【試算】H22年度臨時財政対策債発行可能額をH26年度とした場合

(単位：千円)

年度	合併算定替額	一本算定額	算定替特例分	削減率	対前年度増減額
H26	1,868,587	1,190,771	677,816	0.0	
H27	1,800,805	1,190,771	610,034	0.1	67,782
H28	1,665,242	1,190,771	474,471	0.3	135,563
H29	1,529,679	1,190,771	338,908	0.5	135,563
H30	1,394,116	1,190,771	203,345	0.7	135,563
H31	1,258,553	1,190,771	67,782	0.9	135,563
H32	1,190,771	1,190,771	0	1.0	67,782

イ 景気低迷に伴う市税収入の減少や財政調整基金等の繰入金での財源確保にも限界があるため、全ての事務事業(人件費及び公債費を除く。)に部局ごとの優先順位を明確に付し、『事務事業スクラップ』を実施すること。

(3) 優先順位付けによる「選択と集中」による市総合計画に基づく事業実施

予算は、総合計画の目標を達成するための一つ的手段であるが、限られた財源を効果的に活用する必要があるため、優先順位に基づいた「選択と集中」による事業実施を基本とすること。

(4) 行財政改革大綱の確実な実施

ア 第2次行財政改革大綱に掲げた目標を確実に達成するため、行財政改革推進計画に掲げた各施策を着実に進捗できるようにすること。

イ 平成23年度は、平成32年度以降へ向けた歳出規模抑制のための『道標』をより具体的に作成し、実施していくこととしているので、全ての項目について、聖域を設けず抜本的又は具体的な見直しを行うこと。

(5) 「安心・安全」と「まちの活性化」への取り組み

ア 平成23年度は、学校施設等の耐震化事業の実施をはじめ、新火葬場整備建設など市民の「安心・安全」に関わる施策を最優先に取り組むこととしていること。

イ 本市の地域経済及び雇用情勢は依然として厳しい状態にあるため、平成23年度も引き続き、地域経済の再生支援及び雇用維持・拡大に向けた取り組みを進めることとしていること。なお、平成23年度の具体的な取り組み内容については、「産業・雇用総合支援推進本部」で決定するものとする。

ウ “山陰海岸ジオパーク”の世界認定を契機に、ジオパークを中心としたまちの活性化をより一層推進する必要がある。そのための、交流人口拡大施策や市民協働施策にも予算を重点配分することとしていること。

エ 上記のことを重点実施することとしているが、各部局の優先順位を高め、財源を確保し実施する必要があること。

(6) 市長マニフェスト・議会答弁等の公約した課題への取り組み

ア 市長任期の最終年度にあたることから、市長マニフェストに掲げられた各項目の取り組み状況を再点検し、未実施のものについては、その仕組みづくりを精査・検討した上で予算を見積ること。

イ 一般質問等の議会答弁等の中で「検討する」「見直す」等の答弁をした項目について、その実現に向け精査・検討し、平成 2 3 年度予算に反映可能なものについては、可能な限り予算反映させること。

(7) 過疎計画に基づく事業実施

過疎地域（丹後町域及び久美浜町域）の振興と本市全域の発展のため、計画的に過疎対策事業債を活用した事務事業を実施すること。なお、予算見積りに関しては、企画政策課等関係課と十分に調整すること。

(8) 指定管理者との協議・調整

ア 指定管理施設については、指定管理者と十分に調整した上で、予算を見積ること。なお、平成 2 3 年度から指定管理者が変更となる施設については、より慎重に調整を行うこと。

イ 平成 2 3 年度からは、指定管理施設の修繕又は大規模改修等の取り扱いが変更となるため、遺漏のないようにすること。

(9) 京都府からの権限移譲

ア 地方分権一括法に基づく「第 1 次勧告に関する京都府・市町村権限移譲推進会議」で具体的な協議が行われているが、その動向に十分留意し、予算措置が必要なものは、京都府や他市町村の情報収集・分析等行うなどの確に見積ること。

イ 権限移譲に伴う事務分掌及び組織の体制については、現時点においては未定であるが、現組織体制で権限移譲されるものとして、予算見積りすること。

ウ 権限移譲による事務量の増加は恒久的な措置となるため、総職員数が減少しているものの、アウトソーシングによる対応を基本とするのではなく、職員による実施を基本とすること。

(1 0) 財源の確保

ア 景気低迷により市税収入の増収は見込めないものの、税収確保は税負担の公正性を確保する観点からも、より精査し、かつ、確実な数値で予算を見積ること。

- イ 市有財産については積極的な利活用を図るとともに、売却可能な財産については、積極的に売却し、財源確保に努めること。
- ウ 国庫支出金については、制度変更も多いと想定しているが、情報を的確に捉え、本市に有利となるものは積極的に活用するなど遺漏のないようにすること。
- エ 府支出金については、府の予算編成の情報等の早期入手に努め、府制度の有効活用を図るものとする。また、府が制度削減したものについては、安易に市費で補うことのないようにすること。
- オ 市債については、市債残高及び公債費の抑制のため、発行は慎重に行うものとする。また、市債を財源として事業を実施する場合、事業担当課で国庫支出金と同様に市債制度を熟知した上で予算を見積ること。
- カ 分担金及び負担金、使用料及び手数料等については、受益者負担の公平性を最大限に確保するとともに、費用対効果を勘案し、適正な額となるよう柔軟に見直しを行うこと。また、減免措置を講じる場合は、明確な基準により実施すること。なお、条例改正等が必要となるものは、その整合性を確保するための手続きも併せて行うこと。
- キ 諸収入については、過去の収入実績等を勘案し、適切な金額を見積ること。

(1 1) 予算編成過程の公開

- ア 市民協働のまちづくりの一環として、平成 2 3 年度予算編成についても、引き続きその編成過程を公開し、財政の透明性を確保すること。
- イ 平成 2 3 年度からは、予算編成過程の透明性の拡大と市役所での優先項目を明確にするため、部単位の「優先事業調書」についても公開することとしているので、その順位付けには十分留意し、説明責任を果たせるようにすること。

(1 2) 財政健全化 4 指標に対する取り組み

- ア 市債残高を減少させることを目的に、市債発行額を可能な限り抑制すること。
- イ 将来負担を伴う債務負担行為については、その事業効果等を厳格に審査した上で設定するものとする。また、出資法人等に対する損失補償等は、厳に慎むこと。
- ウ 限りある財源を効果的に配分し行政サービスを維持していくため、「事務事業スクラップ」を実施し、総経費の抑制及び財源を効果的に配分すること。
- エ 特別会計等については、一定の基準により繰出金を算定することとしているが、『独立採算の原則』に努め、収入に応じた事務事業のみとすること。また、会計毎の財政見通しに基づく、中長期的な計画に基づき予算を編成すること。なお、必要に応じて利用料金の改定や事務事業の見直しも検討し、持続可能な会計運営をすること。